平成２５年（フ）第５４４０号
大阪市都島区大東町１丁目14番15―312号
債務者　森野　一人
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４９５号
大阪府門真市本町28番15号　中川マンション102号、前住所大阪府門真市末広町31番１号森田マンション303号
債務者　五味寛加多
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５０３号
大阪市住之江区住之江３丁目３番21号サンライフ住之江202
債務者　岩嵜　秀男
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５０４号
大阪市住吉区我孫子西１丁目４番５―105号
債務者　岩﨑　洋子
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５１４号
大阪府吹田市高野台１丁目５番Ｂ22―301号
債務者　小坂　荘記
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７７４号
神戸市兵庫区氷室町１丁目９番10号
債務者　藤本　賢次
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８３０号
兵庫県三木市志染町西自由が丘２丁目378番地　志染団地13号棟303号、従前の住所兵庫県三木市志染町中自由が丘２丁目693番地
債務者　大田　和代（旧姓服部）
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８６２号
神戸市垂水区星陵台５丁目１番25号　プチパレス201号、従前の住所神戸市長田区房王寺町３丁目３番10―202号
債務者　谷勝　猛士
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０６号
広島県三原市須波２丁目２番12号
債務者　中本みゆき
1　決定年月日時　平成25年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第３３５号
愛媛県上浮穴郡久万高原町柳井川939番地落出せせらぎ住宅102号
債務者　西野　広美
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６１号
愛媛県今治市土橋町１丁目４番61号、前住所愛媛県今治市宮下町１丁目１―45―105、前々住所愛媛県西条市大町846番地２
債務者　近藤　彩矢
1　決定年月日時　平成25年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第６６号
福岡県福岡市中央区谷２丁目20番18号
債務者　江戸　　健
1　決定年月日時　平成25年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第２８３号
宮崎市高千穂通１丁目３番26号
債務者　林　　純一
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３０６号
宮崎市大字本郷北方2196番地　日高コーポ草葉201号
債務者　河野　美穂
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３１０号
宮崎市源藤町堤下566番地４、前住所鹿児島市紫原３丁目32番12号　ホワイトコーポ紫原305号
債務者　米良　朋美
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４３７号
大分市長浜町２丁目14番27号
債務者　中村　和子
1　決定年月日時　平成25年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係